

# 長崎市国際理解出前講座実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
告示第 202 号

改正 平成 26 年 5 月 1 日  
平成 28 年 4 月 1 日  
令和 3 年 1 月 27 日告示第 29 号  
令和 8 年 3 月 5 日告示第 136 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市国際交流員を講師として派遣することにより市民の異文化理解を深め、もって市民の国際交流の促進を図るため、国際理解出前講座（以下「講座」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「講座」とは、市民等で構成された団体又は本市内にある学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（小学校及び中学校を除く。）をいう。以下同じ。）に本市国際交流員を講師として派遣し、出身国の文化、生活習慣、社会情勢等を紹介することをいう。

## (対象)

第 3 条 講座を利用できる者は、本市内に在住し、通勤し、又は通学する者で構成された団体及び本市内にある学校（以下「団体等」という。）で、原則として参加予定人員が 5 人以上であることを要件とする。

## (申込み等)

第 4 条 講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、利用希望日の前日から起算して 3 か月前の日から 2 週間前の日までに、長崎市国際理解出前講座利用申込書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

2 申込みに当たっては、1 回の申込みにつき、同一講師の講座を複数回申込みすることはできないものとする。ただし、学校において、複数の学年又は学級が同一講師の講座を申込みことを妨げるものではない。

3 学校以外の団体において、同一講師の講座を複数回実施希望する場合は、第 1 項の規定により申し込んだ講座の終了後、改めて同項の規定により申込みを行うものとする。

## (利用決定等)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の申込みがあったときは、日時等について講師と調整の上実施の可否を決定し、講座を実施することと決定した場合には長崎市国際理解出前講座利用決定通知書（第 2 号様式）により、講座を実施しないことと決定した場合にはその旨を代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による講座の利用を決定する場合においては、必要な条件を付す

ことができる。

(利用決定の変更)

第6条 市長は、前条の規定により、講座の利用決定の通知をした後において、公務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、代表者にその旨を通知し、調整を行った上で当該講座の日時の変更を行うことができるものとし、当該変更を行うことと決定したときは、長崎市国際理解出前講座利用決定変更通知書（第3号様式）により代表者に通知するものとする。

(利用日時)

第7条 団体等が講座を利用できる時間は、午前8時45分から午後9時までの間における2時間以内の時間とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。

(利用場所)

第8条 団体等が講座を利用できる場所は、本市内に限るものとし、当該団体等の責任において確保するものとする。

(利用の制限等)

第9条 市長は、団体等の講座の利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座の利用の決定をしない。

(1) 外国語の習得を目的とするとき。

(2) その他講座の目的に反し、その実施が適当でないと認めるとき。

2 市長は、第5条の規定による講座の利用決定の通知をした後、前項の事実が認められたときは、その決定を取り消すものとする。

(変更等の届出)

第10条 第5条の規定により講座の利用決定を受けた代表者は、利用日時、場所その他申込みの事項に変更があったとき、又は申込みを取り消そうとするときは、直ちに市長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(経費の負担)

第11条 団体等が講座を利用するに当たっては、講師に対する謝礼金は不要とする。ただし、会場の借上げ及び材料の購入等が必要な場合は、当該団体等が手配し、当該費用を負担するものとする。

(長崎広域連携中枢都市圏域に係る国際交流員の派遣)

第12条 市長は、本市と長崎広域連携中枢都市圏を形成する西彼杵郡長与町及び時津町に本市国際交流員を派遣することができる。この場合において、第2条、第3条及び第8条中「本市内」とあるのは「本市内、西彼杵郡長与町及び時津町」と読み替えて適用す

る。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日告示第29号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月5日告示第136号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市国際理解出前講座実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（あて先）長崎市長

長崎市国際理解出前講座利用申込書

団体（学校）名 \_\_\_\_\_

代表者（学校長）名 \_\_\_\_\_

次のとおり長崎市国際理解出前講座の利用を申し込みます。

派遣希望講師名	
受講予定者	[ ]名
学年・学級 （学校の場合）	[ ]年[ ]組
実施希望日時	
第1希望	[ ]月[ ]日（ ）[ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分
第2希望	[ ]月[ ]日（ ）[ ]時[ ]分～[ ]時[ ]分
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	
会場名（所在地）	
希望する講座の テーマ及び内容	
連絡事項	

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

長崎市国際理解出前講座利用決定通知書

年 月 日付で申込みのあった、長崎市国際理解出前講座の利用申込みについて、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 1 日 時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 場 所
- 3 講師氏名
- 4 テーマ及び内容

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

長崎市長

長崎市国際理解出前講座利用決定変更通知書

年 月 日付で通知いたしました長崎市国際理解出前講座の利用決定について、公務の都合上、次のとおり日時を変更することに決定しましたのでお知らせします。

- 1 日 時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 場 所
- 3 講師氏名
- 4 テーマ及び内容